

生活のセーフティネットを編む

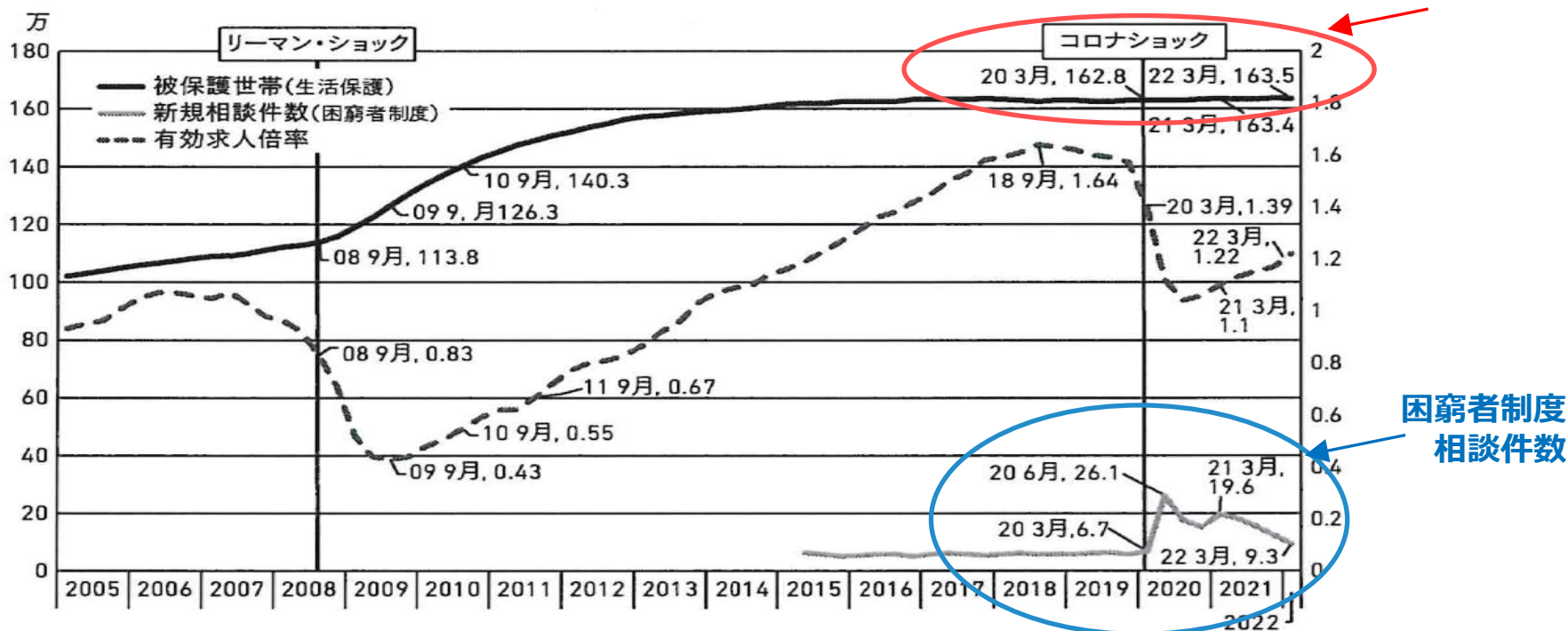
田中聡一郎 駒澤大学経済学部

1. 利用されなかった生活保護
2. 第2のセーフティネットでの対応
3. 疲弊する支援の現場
4. 深まる「孤独・孤立」と届かない支援
5. 誰もが利用できる安全網へ

1 利用されなかった生活保護

セーフティネットの動向(生活保護、生活困窮者自立支援制度)

- 生活保護世帯数はほぼ横ばい リーマンショック時は毎年10万世帯超の増加。
- 困窮者制度の相談件数は増加 (2020年3月 6.7万件→6月 26.1万件) **生活保護世帯数**



(左軸：生活保護世帯数、生活困窮者自立支援制度の新規相談件数、単位 [万]、右軸：有効求人倍率)

出所：厚生労働省『福祉行政報告例』『被保護者調査』『生活困窮者自立支援制度支援状況調査』『一般職業紹介状況（職業安定業務統計）』より筆者作成

注：被保護世帯数は「現に保護を受けた世帯数（1カ月平均）」、新規相談件数は四半期ベースの件数（3カ月分の合計）である。

第2のセーフティネット：住まいの危機と緊急的対応 ：特に利用された住居確保給付金と特例貸付

① 住居確保給付金

※ 対象者拡大（休業者で収入減少となった方や65歳以上も対象）
求職要件の緩和（2020年12月まで）

離職などにより経済的に困窮し、住居を失うおそれのある生活困窮者に対して家賃相当額が支給される現金給付

② 生活福祉資金貸付制度の特例貸付

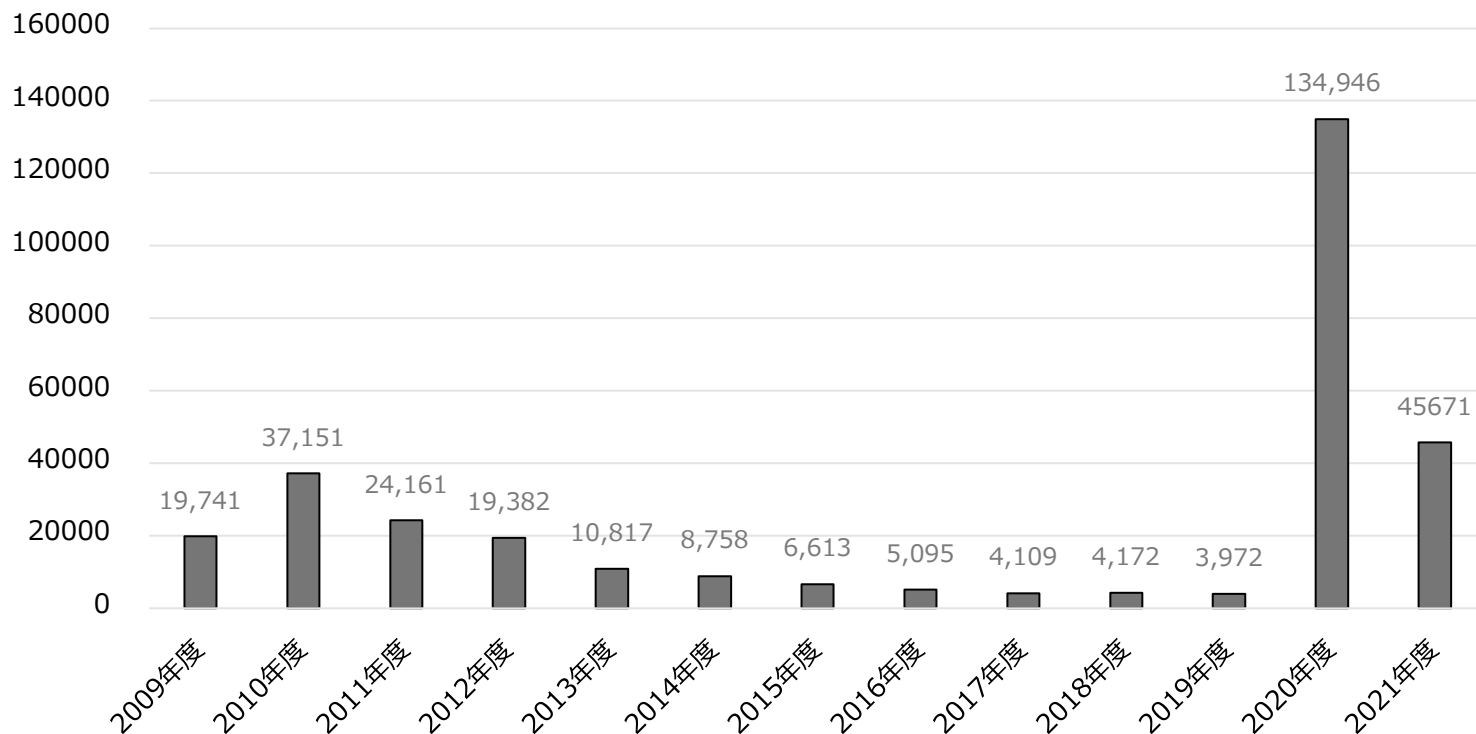
※ 対象者拡大や貸付上限の引上げ等の特例措置
(収入減少の場合は、償還免除も)

緊急小口資金：休業などにより緊急かつ一時的な生活維持のための貸付
総合支援資金：収入減少や失業等による生活困窮世帯を対象とした貸付
最大貸付額は200万円（緊急小口資金20万円、総合支援資金180万円）

2 第2のセーフティネットでの対応

住宅確保給付金の決定件数の推移【単位：件】

(2019～2020年：約34倍)



出所：厚生労働省（2016）「生活困窮者自立支援制度の取組状況等について」、厚生労働省（2022）社会保障制度審議会生活困窮者自立支援及び生活保護資料より作成

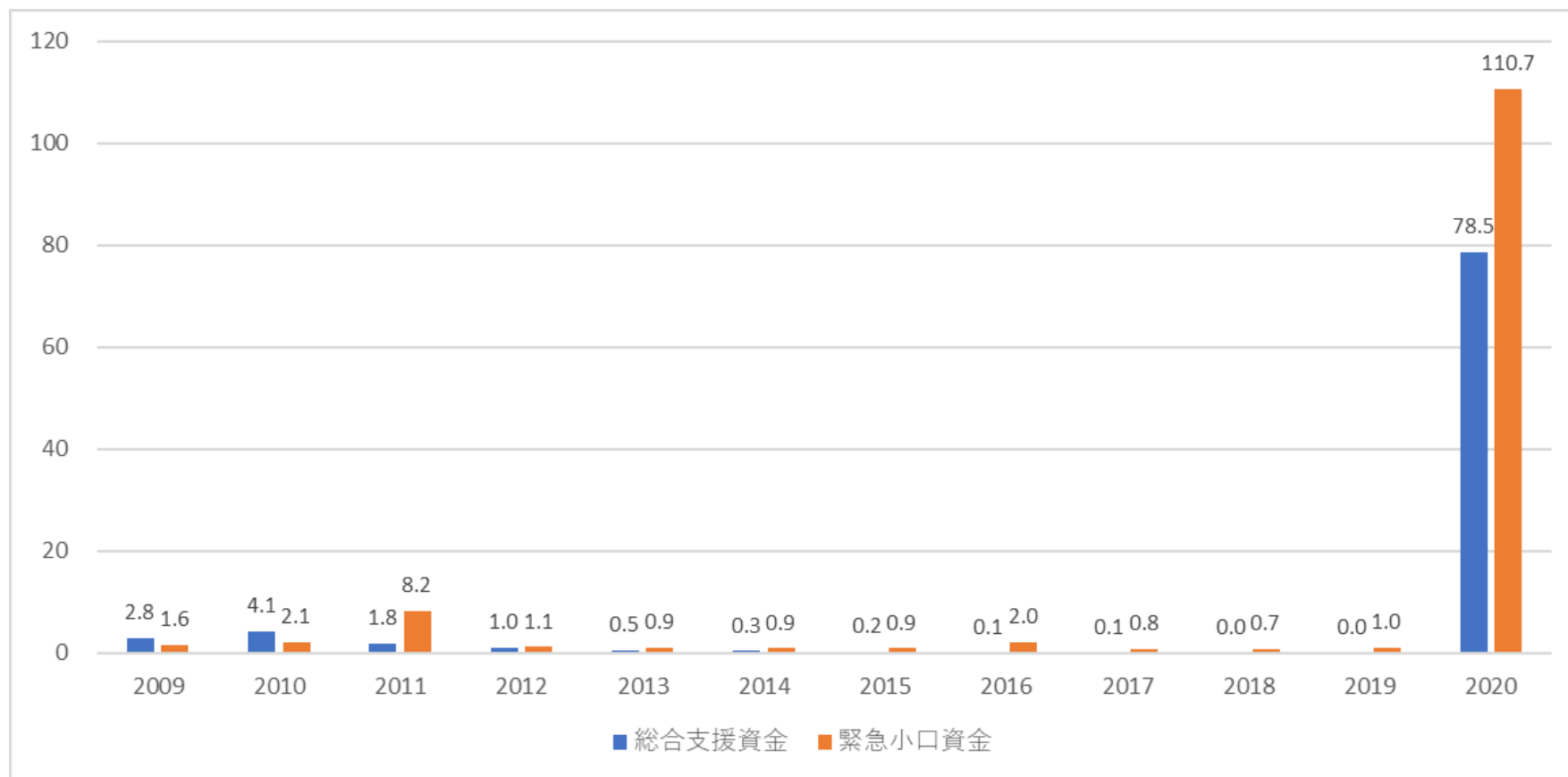
注1：2009年から住宅手当、2013年から住宅支援給付金、2015年から住宅確保給付金（2015年は住宅支援給付金と住宅確保給付金の合計値）

- リーマンショック時でも受給世帯は**3.7**万件であったのに対し、今回は**13.5**万件と大規模な給付
- 財政規模は2019年5.8億円、2020年**306.2**億円、2021年188.1億円

2 第2のセーフティネットでの対応

生活福祉資金貸付制度の推移【単位：万件】

(2019～2020年：特例貸付（緊急小口資金等）は約**182倍**)



出所：厚生労働省（2022）社会保障制度審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会資料より作成

- リーマンショック時でも平均貸付件数は約7万件であったのに対し、今回は約**189**万件と大規模な貸付
- コロナ禍で貸付総額は2022年9月で約**1.4兆円**にもなる。

3 疲弊する支援の現場

支援の現場：特例貸付・給付金業務と相談支援のバランス問題

※ 自立相談支援事業を実施する社協の相談員からの意見

- 相談員一人が欠ければ、他の相談員に負担がかかることから、**休みも取れず過ごしてきた職員**もいる。一人、二人と・・・負の連鎖があった場合、求人は追いつかない。
- 来年度以降、**償還が始まると事務処理等の業務が増える**と考える。今年度と同じく人的な予算増と業務費用など事務的な予算を組んでいただきたい。
- 自立相談支援機関に様々な負荷をかけている現実がある。通常業務がおろそかにならないように（継続相談者やひきこもりの方など）**これからはバランスを取りたい**。
- 専門職を採用できるような、見通しを持てる予算確保**が急務。場当たりの補正予算では、事務員しか雇えない。
- 全相談員が、自立相談事業専任ではなく、社協事業との兼務であるため、**アウトリーチやきめ細かな支援がなかなかできておらず、相談に来られた方への対応で終わっている**。
- 生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金、権利擁護事業を総合相談窓口として、1つの係で実施してるが、今期のコロナ感染拡大に伴う相談者の増加では、**貸付以外に手が回らず、現体制の弱点が露呈した**

出所：全国社会福祉協議会（2020）『社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査結果報告書』

4 深まる「孤独・孤立」と届かない支援

孤独とセーフティネット：届かない支援の問題

孤独感別支援を受けていない人の理由【複数回答】

孤独感が「しばしばある・常にある」場合

- ・ 支援が必要ではない以外では、「支援の受け方が分からないため」が最も多い。
- ・ 「支援受けるのが恥ずかしい」「支援を受けると相手に負担をかける」という回答も
⇒社会的なつながりの欠如（社会的孤立）が困窮時の支援の利用にも影響

	n	支援が必要ではないため	支援が必要だが、我慢できる程度であるため	支援の受け方がわからないため	支援を受けると相手への負担が大きいため	支援を受けると相手への負担が大きいため	支援を受けると相手への負担が大きいため	支援を受けると相手への負担が大きいため	支援を受けると相手への負担が大きいため	その他	無回答
全体	10,581	85.0	6.8	7.2	2.9	1.2	0.7	0.5	2.5	1.8	
しばしばある・常にある	451	60.5	13.7	23.3	9.1	4.2	4.2	2.7	8.2	1.3	
時々ある	1,478	74.4	12.4	12.4	5.0	2.8	1.4	1.4	3.5	2.4	
たまにある	1,812	82.2	8.9	9.4	4.1	1.8	1.2	0.3	3.0	1.5	
ほとんどない	4,201	89.2	5.0	4.5	1.8	0.5	0.3	0.3	1.9	1.6	
決していない	2,572	91.3	3.7	4.0	1.6	0.3	0.2	0.2	1.6	1.9	

出所：内閣官房孤独・孤立対策担当室『人々のつながりに関する基礎調査（令和3年）』

新しいセーフティネットのかたち

① 利用されなかった生活保護と第2のセーフティネットでの対応

- ・生活保護は資力調査により、自営業や現役世代では利用が困難。
- ・住居確保給付金も資産要件により、休業者にとっては利用しにくい。
- ・有期の住宅手当や特例貸付では、長期化のなかでは対応策にならない。
- ・約1.4兆円の特例貸付の償還問題（支援業務にも悪影響だった）。

※ 2023年5月に償還免除の拡大

② セーフティネットの編み直し戦略

- ・日本の社会保障においては**住宅手当**は効率的。住宅困窮という緊急対応だけでなく、ポスト・持ち家社会の社会保障政策としても有効。
- ・一方で、単身世帯の増加などの無縁社会化が進行する。**孤独・孤立**への対応をしないかぎり、給付は届かないまま。
- ・プッシュ型の社会保障システムのあり方を検討すべき。
- ・**相談支援をうけるための地域づくり**は、若者や失業者等の従来の社会保障の対象者以外が通いやすい居場所づくりなどが課題。